

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会  
「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業規約

(趣 旨)

第1条 この規約は定款第2条第14項の規定に基づき運営する「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業について定める。

(目 的)

第2条 「民間社会福祉事業従事者共済」(以下「共済」という)退職給付事業は、和歌山県内の民間社会福祉事業従事者の退職給付を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この共済は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 退職給付事業
- (2) 目的達成のために必要な事業

(用語の意味)

第4条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 民間社会福祉施設  
社会福祉法第2条に定める社会福祉施設のうち、国・地方公共団体以外のも  
のが経営する施設であつて、和歌山県社会福祉協議会(以下「県社協」とい  
う。)会長が必要と認めたもの。
- (2) 団体  
和歌山県内にある社会福祉協議会及び県社協会長が必要と認めた福祉団体
- (3) 事業主  
県社協会長の預託承認を得た、民間社会福祉施設・団体を経営する法人及び  
個人経営者・任意団体の経営者
- (4) 共済事業の預託・委任  
事業主が掛金を県社協に預託し、県社協は事業主から権限の委任を受け、運  
用及び給付を行うことをいう。
- (5) 加入者  
事業主が経営する事業所に常時勤務する有給の職員のうち、就業規則、労働  
協約等により、本共済制度の受益対象者とされた者で、当該者からの申し込  
みにもとづき、事業主が加入を承認し、本会会長より加入確認書により通知  
された者。

(運営委員会)

第5条 この共済の運営を円滑にするため運営委員会をおく。

第6条 運営委員は県社協会長が委嘱する。

第7条 運営委員会に関する規定は別に定める。

(運営資金)

第8条 この共済の資産は次により構成される。

- (1) 掛金
- (2) 負担金
- (3) 資産から生じる果実
- (4) その他の収入

(運営資金の管理)

第9条 共済の運営資金は、県社協が管理する。

- 2 県社協は、事業主から預託された資産と、その他の資産を区別して管理しなければならない。

(資産の運用)

第10条 県社協は、資産の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及びガイドライン)

第11条 県社協は、資産の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 県社協は、前項に規定する基本方針と整合的な運用ガイドラインを作成し、次条に定める資産運用機関に交付しなければならない。
- 3 第1項に規定する基本方針の改廃にあたっては、運営委員会での議決を経た後、事業主の4分の3以上の同意を得るものとする。

(資産の管理および運用の外部委託)

第12条 県社協は、前条第1項に定める基本方針に従い、資産の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、県社協を受益者とする指定運用信託契約を信託会社または信託業務を営む金融機関と締結するものとする。

(財政計算及び財政検証)

第13条 県社協は、毎事業年度において、年金数理にもとづく財政決算を行うものとする。

- 2 県社協は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。
- 3 県社協は、毎事業年度の決算において、財政検証を実施するものとする。

(債務の範囲)

第14条 県社協が本共済契約に基づき、負担する債務については、事業主から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

(会計)

第15条 この共済の会計は、県社協の特別会計とする。

(積立水準の回復計画)

第16条 財政の再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

- 2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況については、県社協は、事業主にすみやかに開示しなければならない。

(事業主の権利義務)

第17条 この共済は、共済事業の預託・委任を行った事業主により構成する。

- 2 事業主は共済の目的達成及び事業の推進に協力しなければならない。

(資格の喪失)

第18条 加入者は次に掲げる事項に該当したときはその翌日から加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき
- (3) 契約団体が脱退したとき
- (4) 第21条に定める事項に該当したとき

(権利と義務)

第19条 加入者は別に定めるところにより、掛金を納入する義務を負い給付を受ける権利を有する。

- 2 事業主は所属職員が本事業に加入するときは、負担金を納入する義務を負うものとする。
- 3 本事業に加入しようとする者は、事業主に申込み、事業主は本会会長にその旨を通知するものとする。
- 4 本会会長は、事業主より加入の通知を受けた後、すみやかに加入確認書を事業主に交付しなければならない。
- 5 加入確認書が交付された場合、事業主はすみやかに加入者にその旨を通知しなければならない。
- 6 加入者はその権利を他に譲渡し、又は担保に供することができない。

(給付の種類)

第20条 第3条に定める退職給付事業は次に掲げる区分により給付する。

- (1) 退職金の給付
- (2) 脱退したときの還付金
- 2 退職金の給付は次により算出する。ただし、加入者の加入期間が1年に満たない者は除く。  
退職前の2年間の平均給与月額×給付率＝退職給付金
- 3 脱退時の還付金は職員の負担した掛金分(本人負担掛金累計額)のみ還付する。但し、市町村合併に伴う社協の合併による脱退の場合は、本人負担掛金累計額および事業主負担掛金累計額を返金する。

(給付の欠格)

第21条 次の各号の一に該当する場合は給付の一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 掛金及び負担金の納入、その他義務を履行しないとき
- (2) 請求又は受領に関し不正の事実があったとき
- (3) 懲戒処分その他これに類する処分によって解職となったとき

(施行細則)

第22条 この共済の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は昭和62年9月1日より施行する。
- 2 平成4年4月1日一部改正
- 3 平成6年4月1日一部改正
- 4 平成14年1月29日一部改正
- 5 平成15年3月5日一部改正
- 6 平成19年5月24日一部改正
- 7 平成20年1月1日全面改正
- 8 平成21年5月18日一部改正